

平成25年度 東京都税制調査会中間報告のポイント

直面する税制上の諸課題

- 1 法人事業税の暫定措置は、受益に対する負担という地方税の原則に反する。
確実に廃止し、地方税として復元すべき (p.35)
- 2 法人住民税を一部国税化し、交付税原資に組み込む偏在是正案は、法人住民税が都道府県だけでなく市町村の基幹税の一つであり、地方の重要な財源という事実を無視したもの。
地方の税源を国税化することは地方分権の流れに逆行 (p.39)
- 3 地方法人課税は、地方自治体が課税自主権を発揮して企業誘致や超過課税を行うなど、
税源涵養インセンティブの機能を果たしている (p.39)
- 4 地方税・地方交付税等を合わせた総体としての地方税財政制度について、充実を図っていくべき
(p.41)
- 5 目先の税収の偏在是正のみを目的として不合理な仕組みを講ずれば、住民の理解は得られない。
住民の理解と納得という視点こそが重要 (p.41)

- ・ 法人事業税の暫定措置を撤廃・復元し、地方消費税の税率を引き上げても、現行より偏在は拡大しない。

		現行	暫定措置撤廃・復元 地方消費税率引上げ (2.2%)
人口一人当たり 道府県税収	最大 (東京都)	173,897円	236,126円
	最小 (沖縄県)	69,461円	94,874円
	最大／最小	2.50倍	2.49倍

(参考資料 p.12)

真の地方自治の確立に向けた税財政制度等

(pp.12- 32)

- 1 基本的な考え方 … 地方税も、生産、分配、支出の三局面でバランス良く課税。
税収規模の大きい基幹税を国税と地方税で分かち合うことが適当
- 2 地方消費税 …… 地方消費税は、世代間の負担の公平を確保でき、地域間の偏在が小さく、税収が安定的で、地方税にふさわしい税
- 3 法人事業税 …… 地方法人課税は、企業活動を支える公共サービスに必要な財源を
法人住民税 賄うため、当該サービスを受ける法人に課税するものであり、企業の負担に配慮しつつも、応分の負担を求めることが必要
- 4 個人住民税 …… 個人住民税は、都道府県及び区市町村の基幹税の一つであり、地域社会の費用を住民が広く負担する税として、今後とも重要な役割を果たすもの
- 5 車体課税 …… 車体課税は、偏在が小さく安定的で地方にとって貴重な財源。
今後は、より積極的に環境関連税制として位置付けていくべき